

平成 30 年度

認定こども園
 保育園
 小規模保育施設
 ~入園申込みのしおり~



【保育を必要とする世帯(2号・3号)認定用】

- 葵福祉事務所子育て支援課 <静岡庁舎(葵区役所)2階>
 〒420-8602 葵区追手町5-1 TEL054-221-1095
- 駿河福祉事務所子育て支援課 <駿河区役所2階>
 〒422-8550 駿河区南八幡町10-40 TEL054-287-8673
- 清水福祉事務所子育て支援課 <清水庁舎(清水区役所)1階>
 〒424-8701 清水区旭町6-8 TEL054-354-2358
- 清水福祉事務所蒲原出張所 <蒲原支所1階>
 〒421-3211 清水区蒲原新田一丁目21-1 TEL054-385-7790

● 平成 30 年度年齢別クラス

平成 30 年 4 月 1 日時点の年齢でクラスが決まります。年度途中の申込みでも同様です。

クラス	生 年 月 日	クラス	生 年 月 日
0歳児	平成 29 年 4 月 2 日 ~	3歳児	平成 26 年 4 月 2 日 ~ 平成 27 年 4 月 1 日
1歳児	平成 28 年 4 月 2 日 ~ 平成 29 年 4 月 1 日	4歳児	平成 25 年 4 月 2 日 ~ 平成 26 年 4 月 1 日
2歳児	平成 27 年 4 月 2 日 ~ 平成 28 年 4 月 1 日	5歳児	平成 24 年 4 月 2 日 ~ 平成 25 年 4 月 1 日

1 こども園、保育園等に入園するには

こども園等に保育の利用申込みをすることができるのは、保護者のいずれもが下表の「保育を必要とする事由」の①~⑨のいずれかに該当し、お子さんを家庭で保育できない場合です。

利用にあたっては、保育の必要性の認定(2号・3号)手続きが必要となります(2参照)。この認定手続きは、こども園等への利用申込書を兼ねた様式となりますので、認定手続きと同時に利用申込みができます。

保育を必要とする事由		保護者の状況	入園できる期間
①	就労	月60時間以上の就労(フルタイムのほかパートタイムや居宅内労働をしている場合を含む。)	就労が継続している期間(育児休業中は除く。)
②	妊娠・出産	母親が出産間近な状態、又は出産後間がない状態	出産予定日の属する月の前々月の初日から、出産後8週間経過した日の属する月の末日まで
③	疾病・障がい	保護者が疾病で入院している場合や障がいを持っている場合	疾病等が回復するまで
④	介護・看護	同居、又は長期入院等している親族の介護・看護が常時必要である場合(月60時間以上)	介護・看護の必要がなくなるまで
⑤	災害復旧	地震、火災、風水害等の災害復旧にあっている場合	復旧が終了するまで
⑥	求職活動	就労する意思があり、求職活動や起業準備に専念している場合	通常3か月間 ※1
⑦	就学・職業訓練	保護者が大学等に在学している場合や職業能力開発施設等で職業訓練を受けている場合(月60時間以上)	在学・訓練期間中
⑧	虐待・DV防止	児童虐待・DVを防止するために必要な場合 ※2	必要と認められる期間
⑨	育児休業	育児休業を取得している場合(過去に育児休業の取得を理由に退園した児童のみ申込み可)	必要と認められる期間

※1 入園後3か月以内に就労証明書を提出してください。なお、引き続き求職活動により入園を希望する場合は、入園中の施設の指示に従い、所定の手続きを行ってください(再度利用調整の対象となり、入園ができない場合もあります)。

※2 保護者等が児童虐待を行っている、又は児童虐待を行う恐れがある場合・DVにより子どもの保育が困難である場合が該当します。

2 支給認定について

保育施設の利用にあたり、お子さんの年齢・保護者の就労状況等により支給認定を受ける必要があります。申請に基づき支給認定証が交付されます。入園に際し必要な書類になりますので、大切に保管してください。

○認定区分について

認定区分	対象年齢	利用時間・形態	利用できる施設
2号	満3歳以上	「保育標準時間」認定（上限11時間） 又は 「保育短時間」認定（上限8時間） ※保護者の就労状況等により決定されます。 （下表「保育の必要量について」をご参照ください。）	認定こども園・保育園
3号	満3歳未満		認定こども園・保育園 ・小規模保育施設など

※ 認定証の交付は、入園の決定ではありません。

※ 認定証には有効期間がありますので、有効期間満了前に認定の更新等の手続きが必要です。（→詳細 P7 参照）

※ 施設名、利用時間等については、「施設一覧表」を別に用意してありますので、ご参照ください。

○保育の必要量について

保育を必要とする事由	標準時間・短時間の別	備考
① 就労	標準時間 又は 短時間	標準時間：原則月120時間以上の就労 短時間：原則月60時間以上120時間未満の就労
② 妊娠・出産	原則標準時間	保護者から申請があった場合は短時間も可
③ 疾病・障がい	標準時間 又は 短時間	疾病や障がいの程度、入通院状況等に応じて、個別に判断
④ 介護・看護	標準時間 又は 短時間	常時介護・看護に要する時間（月60時間以上）に応じて、月120時間を境に判断
⑤ 災害復旧	原則標準時間	保護者から申請があった場合は短時間も可
⑥ 求職活動	原則短時間	客観的かつ合理的な理由がある場合に限り標準時間も可
⑦ 就学・職業訓練	標準時間 又は 短時間	就学や職業訓練に要する時間（月60時間以上）に応じて、月120時間を境に判断
⑧ 虐待・DV防止	原則標準時間	保護者から申請があった場合は短時間も可
⑨ 育児休業	原則短時間	客観的かつ合理的な理由がある場合に限り標準時間も可

3 平成30年4月1日入園の利用申込みについて

申込みに必要な書類は、第一希望の施設、又は各区子育て支援課にて配付・受付をします。申込締切日に間に合うよう、必要書類をそろえて提出してください。

(1) 一次選考利用申込み

受付期間	<u>平成29年10月2日（月）～10月31日（火）</u>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 面接の日程調整を行うため、できるだけ<u>10月16日（月）</u>までに提出をお願いします。 <u>11月中旬～12月上旬に、第一希望園において面接を実施します。</u> 上記受付期間後（二次、三次選考）の申込みはできますが、各園の状況によっては、一次選考で定員枠に達する場合があります。
結果通知等の発送時期	<u>平成30年1月上旬～中旬ごろ通知予定</u>

●集団生活するうえで配慮が必要な児童の保育について

○平成30年4月1日現在3歳以上で、集団保育が可能であり、障がいや、発達に気になるところがある等の理由で、安全な保育をするために特別な配慮が必要なお子さんは、市立認定こども園で平成29年10月2日(月)～10月16日(月)に申込みを受け付けます(入園は平成30年4月～)。

○事前に体験保育及び面接の実施などが必要となりますので、詳細については、各市立認定こども園、又は各区子育て支援課入園係までお早めにご相談ください。

○平成30年4月1日現在2歳以下のお子さんは、お子さんの成長の状況や希望園の保育士配置状況等により入園が保留となる場合がありますので、あらかじめ希望園、又は各区子育て支援課までご相談ください。

○私立の園については、各園にお問い合わせください。

(2) 二次選考利用申込み

一次選考利用申込締切後に選考(利用調整)を行った結果、定員に満たなかった場合や内定者の辞退で空きができた場合などに、二次選考(利用調整)を行います。

受付期間	<u>平成29年11月1日(水)～平成29年12月28日(木)</u>
注意事項	面接は平成30年1月中旬～下旬ごろ、第一希望園において実施します。
結果通知等の 発送時期	<u>平成30年2月上旬ごろ通知予定</u>

(3) 三次選考利用申込み

二次選考利用申込締切後に選考(利用調整)を行った結果、空きができた場合などに、三次選考(利用調整)を行います。

受付期間	<u>平成30年1月4日(木)～平成30年2月5日(月)</u>
注意事項	面接は平成30年2月上旬～中旬ごろ、第一希望園において実施します。
結果通知等の 発送時期	<u>平成30年2月下旬ごろ通知予定</u>

(4) 結果等の通知について

○入園が決定した方には、上記の各発送時期に「利用調整結果(利用施設等決定)通知書」を郵送します。通知書には入園説明会の案内を同封しますので、日程等についてご確認ください。

○一次選考(二次選考)で保留となった方は、自動的に二次選考(三次選考)の対象となります。

○三次選考まで行い、入園が決まらなかった(保留となった)方には、2月下旬ごろ「利用調整結果(利用施設等保留)通知書」を郵送します。

4 平成30年5月以降入園の申込みについて

平成30年度途中入園の毎月の申込み締切日は下表のとおりです。

● 各月の利用申込締切日

入園月	締切日	入園月	締切日	入園月	締切日
平成30年5月	4月5日(木)	平成30年9月	8月6日(月)	平成31年1月	12月5日(水)
平成30年6月	5月7日(月)	平成30年10月	9月5日(水)	平成31年2月	1月7日(月)
平成30年7月	6月5日(火)	平成30年11月	10月5日(金)	平成31年3月	2月5日(火)
平成30年8月	7月5日(木)	平成30年12月	11月5日(月)	※2～3月は、原則として平成31年4月入園内定者から決定します。	

5 申込みにあたっての注意点

(1) 育児休業明けの利用申込みについて

- 育児休業中は、平成 27 年度以前に育児休業取得のため退園した児童を除き、新規の申込みができません。
- 育児休業から復職する場合は、復職する月の前月から入園を希望することができます。
- 入園後、「復職証明書」(市様式)又は就労開始が確認できるものを提出していただきます。
- ※当初の復職月に復帰しなかったときは、退園していただく場合があります。

(2) その他

- こども園等の利用時間や保育内容等は、各々異なります。ご希望の施設へ直接お問合せや見学等を行い、あらかじめ詳細をご確認ください。
- 利用開始日は、毎月 1 日からとなります。
- 利用申込みは、平成 31 年 3 月利用開始分まで有効です。月ごと改めて申込みをする必要はありません。
- 新たに就職する場合は、就労開始月の前月から入園を希望することができます。
- 食物アレルギーへの対応が必要なお子さんについては、事前に各園にご相談ください。

6 市外からの申込み、市外施設への申込みについて

- 対象者：利用希望先の市区町村の申込み締切日までに転入手続きを行えない方
- 希望期間：利用開始希望月の 1 日から平成 31 年 3 月 31 日以前の希望する日まで

(1) 静岡市外にお住まいで静岡市内のこども園等を希望される方

申込書提出先	お住まいの市区町村保育担当課	・提出方法については事前にお住まいの市区町村保育担当課にご確認ください。
締切	①平成 30 年 4 月入園 「3 平成 30 年 4 月 1 日入園の利用申込みについて」の一次～三次選考申込期限と同様です。 ②平成 30 年 5 月以降入園 「4 平成 30 年 5 月以降入園の申込みについて」の一覧表をご覧ください。	・申込期限は、いずれも各区子育て支援課入園係へ必着です。 ・申込締切日までに書類が各区子育て支援課入園係へ届くように、 <u>最低でも 1 週間から 10 日ほどの余裕をもって、お住まいの市区町村保育担当課にお申込みください。</u>
必要書類	支給認定・施設事業等利用申込に必要な書類一式	・お住まいの市区町村の様式を使用してください。ただし、場合により追加で書類の提出を求められることがあります。
	児童世帯状況調査表	・静岡市の様式を使用してください(静岡市ホームページからダウンロードできます)。
	住民税(非)課税証明書 (父母のいずれも必要です)	4 月～8 月利用申込：平成 29 年度のもの 9 月～3 月利用申込：平成 30 年度のもの
注意事項	転入予定の方は、施設利用開始月の前月末までに必ず静岡市への転入手続きを行い、各区子育て支援課入園係の窓口で改めて認定、利用申込みをしてください。申込みがない場合、施設の利用を取り消すことがあります。	

※入園は静岡市民が優先となりますので、転入予定のない方は受入が困難な場合があります。あらかじめご承知おきください。

(2) 静岡市内にお住まいで静岡市外のこども園等を希望される方

静岡市に在住で市外のこども園等を希望する方は、事前にご自身で利用希望先の市区町村の申込み締切日や必要書類などを確認してください。

申込書提出先	お住まいの区の各区子育て支援課入園係	・郵送不可。直接窓口でお申込みください。
締切	利用希望先の市区町村にご確認ください。	・静岡市を通しての申込みとなりますので、利用希望先の市区町村の申込み締切日から <u>最低でも 1 週間から 10 日ほどの余裕をもって提出してください。</u>
必要書類	支給認定・利用申込書類一式 その他申込み先市区町村が求める書類	・静岡市の様式を使用してください。

7 申込みに必要な書類について

次の書類を第一希望の施設、又は各区子育て支援課に提出してください。

(1) 全ての方に提出していただく書類

	必要書類	備考
1	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育利用申込書(2・3号用)	保育を必要とする事由の認定申請と施設の利用申込みが一緒になった様式(児童1名につき1枚必要)です。
2	児童世帯状況調査票	利用申込書別紙
3	施設型給付・地域型保育給付等支給認定に係る個人番号(マイナンバー)申告書	施設型給付・地域型保育給付等支給認定に係る個人番号(マイナンバー)申告書を専用封筒に封入し提出してください。 ※市外在住で申込みをされる方は、転入後に提出してください。
4	「保育の利用を必要とする事由」を証明する書類(次表参照)	<ul style="list-style-type: none"> 提出していただく方は、お子さんの父母、お子さんと同居している60歳未満(平成30年4月1日現在)の祖父母です。 兄弟姉妹2人以上お申込みの場合、下記の必要書類は1組で構いませんが、下のお子さんにはコピーを貼り付けてください。

○「保育を必要とする事由」を証明する書類

保育を必要とする事由	必要書類
就労・育児休業	就労証明書※1
妊娠・出産	申立書兼誓約書※1+母子健康手帳のコピー(氏名及び出産予定日の記載があるページ)
疾病・障がい 介護・看護	申立書兼誓約書※1+医師の診断書やケアプランのコピー、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー(手帳は氏名及び認定期限がわかるページ)
災害復旧	罹災証明書
求職活動	申立書兼誓約書※1+原則としてハローワーク登録証等のコピー※2
就学・職業訓練	申立書兼誓約書※1+在学証明書、又は学生証等のコピー(在籍期間がわかるもの)

※1 「就労証明書」と「申立書兼誓約書」は子育て支援課指定用紙となります。「就労証明書」は平成29年9月15日以降かつ申込日から3か月以内の証明日のものを提出してください。

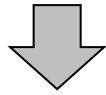
※2 ハローワーク登録証等の発行日から3か月を経過する前に、求職活動状況を申立書兼誓約書に記載して再度提出してください。

(2) 該当する方のみ提出していただく書類(利用調整、利用者負担額算定用)

	世帯の状況等	必要書類
1	平成29年1月1日現在、静岡市外(国内)、又は日本国外にお住まいだった方	《平成30年4月～8月に入園する場合》 <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度住民税(非)課税証明書(国内在住の方) 平成29年度こども園等利用者負担額所得申告書(国外在住の方) 所得申告書の金額が確認できる資料(国外在住の方)
	平成30年1月1日現在、静岡市外(国内)、又は日本国外にお住まいだった方	《平成30年9月～平成31年3月に入園する場合》 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度住民税(非)課税証明書(国内在住の方) 平成30年度こども園等利用者負担額所得申告書(国外在住の方) 所得申告書の金額が確認できる資料(国外在住の方)
	<p>※ご提出いただく方は基本的にはお子さんの父母ですが、次に該当するご家庭はお子さんと同居している祖父母(年齢は関係ありません)も提出をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●祖父母がお子さんやその父母を税法上の扶養親族にしている場合 ●父母にほとんど収入がない場合 <p>※「こども園等利用者負担額所得申告書」は各施設、又は子育て支援課にて配付しています。</p>	
2	保護者、申込児童、同居している人が右記の手帳のいずれかをお持ちの場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー(氏名及び認定期限がわかるページ)

8 利用手続きの流れ

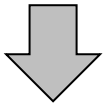
お近くの区役所やこども園等で利用案内・申込み書類を入手します。



● 申請・申込み

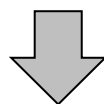
締切日までに、入園を希望する第一希望の施設、又は各区子育て支援課に支給認定の申請と施設利用の申込みを行います。

○申請方法は、「2支給認定について」(P2)、「3平成30年4月1日入園の利用申込みについて」(P2)、「7申込みに必要な書類について」(P5)をご覧ください。
○利用を希望する施設は、あらかじめ見学のうち、条件や送り迎えが可能か等を確認してください(見学する場合は必ず事前に施設に連絡のうち、日程を決めてください)。
○締切日は、P2~3をご覧ください。



● 支給認定決定 (2号・3号)

各区子育て支援課から支給認定証を後日郵送します。
※入園の決定ではありません。

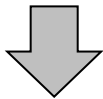


● 面接

(平成30年4月入園の場合)
11月中旬より、各施設で面接を実施します。面接日時は、後日郵送にてお知らせします。
(原則として第一希望の施設で面接を行います。)

● 入園にかかる利用調整会議

申請者の希望、就労や施設等の状況などにより入園者の選考を行います。
【平成30年4月入園】
29年12月上旬より実施予定
【平成30年5月以降の入園】
入園希望月の前月中旬に実施

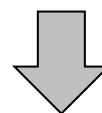


<利用施設決定の場合>

【4月入園】
○入所決定通知をお送りします。なお、利用者負担額決定通知は4月中旬に施設経由でお渡しします。
【5月以降の入園】
○入園可能な場合のみ、入園月の前月20日頃に電話等にて利用調整結果をお知らせします。
※面接をしたうえで入園決定となります。面接結果によっては入園できない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
○入園前に入園決定施設で入園説明会を行いますので、施設と連絡をとり、支給認定証をお持ちのうち、お子様と一緒に出かけください。
○入所決定通知書は、入園月の20日頃、利用者負担額決定通知書とともに施設経由でお渡しします。

<利用施設保留(不承諾)の場合>

○ご希望の施設利用が決まらなかった場合には、「利用調整結果(利用施設等保留)通知書」をお送りします。
○希望した施設の利用希望申込者として登録されます。



● 毎月、利用調整会議で選考します

○提出していただいた申込書は、平成31年3月31日まで有効です。希望した施設の利用希望申込者として登録され、翌月以降も利用調整の対象になります。
※「利用調整結果(利用施設等保留)通知書」は初回のみお送りします。
○翌月以降は入園できる可能性がある場合のみ、ご連絡します。
○申込みを取り下げの場合は、各区子育て支援課へご連絡ください。

● 通園開始

入園は各月1日からとなります。



9 申込後に届出(書類の提出)が必要なとき

入園申込後、次の(1)～(10)に該当するようになったときは、各区子育て支援課に連絡のうえ、書類の提出をお願いします(必要書類は下記の変更事項一覧表のとおりです。不明な点はお問い合わせください)。なお、入園後においても支給認定証には有効期間がありますので、継続利用(在園)を希望される場合は、早めの手続きをお願いします。

(1) 支給認定の「保育を必要とする事由」が変わったとき

例：求職活動→就労/就労→妊娠・出産 / 介護→就労

※お子さんの年齢が満3歳になると、支給認定区分が3号から2号へ変更となりますが、この場合は、更新処理のうえ、変更後の支給認定証を発行しますので、手続きの必要はありません。

(2) 住所が変わったとき ※静岡市から転出した場合、有効期間内でも支給認定証は無効になります。

(3) 入園希望するお子さんのご家庭の状況に変更があったとき

(婚姻・離婚・弟妹の出生・祖父母の同別居等家族の増減等)

(4) 就労先、勤務時間、雇用期間等、就労の状況が変わったとき

(5) 就労予定で就労証明証を提出した方が、就労を開始したとき

(6) 育児休業取得中に申込書を提出したが、復職したとき

(7) 育児休業取得中に申込書を提出したが、復職日が変更となったとき

※復職月を変更するときは、利用申込み開始月や支給認定が変更となる場合があります。

(8) 入園、又は転園希望する施設を変更、追加又は削除したいとき

(9) 家庭内での保育が可能になった場合やその他の理由で申込みを取り下げるとき

(10) 新たに同居することになった家族が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを取得している、もしくは同居家族が新たに取得・喪失したとき



●変更事項一覧

変更内容		必要書類	
住所	静岡市内で転居	記載事項変更届(以下「変更届」)	
	静岡市外へ転居	退園届 + 支給認定証	
保護者の連絡先変更		変更届	
氏名変更	子ども又は保護者	変更届	
家族構成の変更	保護者の婚姻	変更届 + 支給認定証 + 結婚(同居)した配偶者の就労証明書等 + 配偶者の同意書 + 配偶者の別居の祖父母の状況 (+ 配偶者の住民税(非)課税証明書)	
	保護者の離婚	変更届 + 支給認定証	
	祖父母との同居	子育て支援課までお問い合わせください。	
	同居家族の障害者手帳の取得	変更届 + 手帳の写し	
	上記以外の変更(出生、別居、死亡等)	変更届	
事由	就 労	就労する・自営業を開業する	変更届 + 支給認定証 + 新しい勤務先の就労証明書
	育児休業	育休を取得する	変更届 + 支給認定証 + 就労証明書(復帰予定日が記載されたもの)
		育休明けで復職する	変更届 + 支給認定証 + 復帰日又は就労開始が確認できるもの
	妊娠・出産		変更届 + 支給認定証 + 申立書(誓約書)(以下「申立書」) + 母子手帳の写し(表紙と出産予定日の記載があるページ)
	疾病・障がい	病気になった	変更届 + 支給認定証 + 申立書 + 医師の診断書
		障害者手帳等を交付された	変更届 + 支給認定証 + 申立書 + 手帳の写し
	介護・看護		変更届 + 支給認定証 + 申立書 + 医師の診断書又はケアプランの写し
	求職活動		変更届 + 支給認定証 + 申立書 + ハローワーク登録証等の写し
	震災・風水害等の災害の復旧にあたる		変更届 + 支給認定証 + 罹災証明書
就学・職業訓練		変更届 + 支給認定証 + 申立書 + 在学証明書又は学生証等の写し	
保育必要量変更(標準 ↔ 短時間)		子育て支援課までお問い合わせください。	
雇用期間、育休期間等の変更に伴う認定期間変更		子育て支援課までお問い合わせください。	

10 利用者負担額(保育料)について

(1) 決定方法

利用者負担額は、お子さんの支給認定区分(※1)や保育の必要量、世帯の市民税所得割額等に応じた段階的な料金設定(※2)になります。

原則として父母の市民税額を算定の基礎としますが、祖父母がお子さんやその父母を税法上の扶養親族にしている場合や、父母にほとんど収入が無い場合は、お子さんと同居している祖父母のいずれか収入額が高い方の市民税額を合算して算定します。

なお、毎年9月には利用者負担額の見直しを行います。

※1 年齢が満3歳に到達したことに伴い、認定区分が3号から2号に切替わった場合でも、その年度中は3号認定の利用者負担額を適用します。

※2 同じ認定区分・保育必要量で同じ所得割階層であれば、施設の種別(市立、私立、こども園、保育園、小規模保育事業施設等)を問わず、同じ利用者負担額になります(園によっては、別途、行事参加費などの実費や平均的な水準を超えた施設整備のための上乗せ料金が求められる場合があります)。

(2) きょうだい児多子軽減について

就学前のお子さんのうち、認定こども園、保育園、幼稚園等をきょうだいで利用する場合(※)に、上のお子さんから順に、2人目以降のお子さんの利用者負担額を軽減します(第2子を半額、第3子以降を無料)。また、利用者負担額料金表における、B階層、C階層、D1からD4階層まで(世帯の市民税所得割額が77,101円未満)の世帯については、上のお子さんの年齢制限を撤廃してきょうだい順を数え、算定します。

※ きょうだいが、幼稚園施設、特別支援課学校幼稚部等に通われている場合、在園証明書(入園日が明記されたもの)を提出してください(平成30年4月の入園日以降に発行されたものに限ります)。詳しくはお問い合わせください。

(3) その他軽減措置について

利用者負担額料金表における、B階層、C階層、D1からD4階層まで(世帯の市民税所得割額が77,101円未満)の世帯については、以下の場合、利用者負担額を軽減します。

○保護者、申込児童、同居している人が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合(手帳に期限がある場合、更新後に再度手帳の写しを提出していただく必要があります。)

○ひとり親家庭の場合

(4) 婚姻歴のないひとり親家庭の利用料の軽減(寡婦(夫)控除のみなし適用)について

ひとり親家庭であり、なおかつ婚姻歴がない場合、「寡婦(夫)控除のみなし適用」の申込みをすることで、利用料(保育料)が軽減される場合があります(適用された結果、軽減されない場合もあります)。適用を受けるには、別途申込みが必要ですので、詳しくは各区子育て支援課までお問合せください。

(5) 支払方法について

利用する施設の種別によって支払方法が異なります。

○公立の認定こども園、待機児童園、私立の保育園

・原則、口座振替で静岡市が徴収します。

・振替日は毎月の月末となりますが、その日が金融機関の非営業日の場合は翌営業日となります。

○私立の認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設

・直接施設への支払いとなります。

・支払時期や方法については、各施設へお問合せください。



利用者負担額料金表や、市民税所得割額等の見方などについては、市ホームページに掲載しています。